

会 議 録

会議の名称	令和元年度第2回戸田市都市景観審議会
開催日時	令和元年11月12日(火) 午前10時00分 ~ 午前11時20分
開催場所	市役所本庁舎7階 第5委員会室
委員長等氏名	戸田市都市景観審議会 会長 吉田 慎悟
出席者氏名 (委員)	小畑 益彦、江崎 奈穂子、庄司 理、寺尾 博、荒井 歩、 岡田 智秀
欠席者氏名 (委員)	柴田 勇、徳川 和久
傍聴者	なし
事務局	都市整備部 小森部長、金子次長、早川副参事(都市計画課長事務取扱) 都市計画課 本橋主幹、立石技師
説明のため 出席した者	なし
議 題	諮問案件(1) 第2次戸田市景観計画の策定について(継続審議) 諮問案件(2) 戸田市都市景観条例の改正について(継続審議) 諮問案件(3) 景観指導指針(ガイドライン)の改定について(継続審議)
会議結果	別紙「会議の経過」のとおり
会議の経過	別紙「会議の経過」のとおり
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 1 第2次戸田市景観計画(案) ・資料 2 第2次戸田市景観計画(案)の概要 ・資料 3 第2次戸田市景観計画 概要版(案) ・資料 4 戸田市都市景観条例の一部改正の基本的な考え方 ・資料 5 戸田市都市景観条例の一部改正(案)の概要について ・資料 6 景観法及び戸田市都市景観条例(抜粋) ・資料 7 戸田市都市景観条例新旧対照表 ・資料 8 (仮称)美しい都市づくりのためのデザインガイドライン (素案)に関する意見募集への対応 ・資料 9 美しい都市づくりのためのデザインガイドライン(案) ・当日資料1 縦覧及びパブリック・コメントの結果について ・当日資料2 美しい都市づくりのためのデザインガイドライン(案)に 関する戸田市都市景観アドバイザーからの意見への対応 ・当日資料3 美しい都市づくりのためのデザインガイドライン(修正案)
議事録確定	令和元年11月22日 戸田市都市景観審議会 会長 吉田 慎悟

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<u>1. 開会</u>
会長	<u>2. 会長挨拶</u>
会長	<u>3. 議事（諮問案件）</u>
会長	それでは、諮問案件（1）第2次戸田市景観計画の策定について、事務局より説明願います。
事務局	（資料1～3及び当日資料1について説明）
会長	これまで審議会で検討してきたものですが、縦覧等の状況を踏まえて、ご意見はありますか。
委員	（意見なし）
会長	それでは、諮問案件（1）「第2次戸田市景観計画の策定について」は、原案のとおり策定することで、異議はございませんか。
委員	（異議なし）
会長	それでは、本案件を承認することとします。続いて、諮問案件（2）戸田市都市景観条例の改正について、事務局より説明願います。
事務局	（資料4～7及び当日資料1について説明）
会長	こちら、これまで検討してきた内容を基に、手続を進めるものです。ご意見はありますか。

発言者	議題・発言内容・決定事項
委員	(意見なし)
会長	<p>意見が無いようですので、諮問案件（２）「戸田市都市景観条例の一部改正について」は、原案のとおり改正することとして、本案件を承認することとします。</p> <p>続いて、諮問案件（３）景観指導指針（ガイドライン）の改定について、事務局より説明願います。</p>
事務局	(資料８・９及び当日資料２・３について説明)
会長	<p>事前の意見を基に、情報が輻輳していた箇所の流れが整理されました。当日資料３では、事前配布資料からページ数が変わっていますが、増えた点や減った点を説明願います。</p>
事務局	<p>配慮事項に対して枝番号を多用することをやめ、該当する土地利用区分や事例との参照方法を変更しました。また、事例の写真・図の追加修正を行いました。</p>
副会長	<p>チェックリストを市ホームページからダウンロードする旨について、本ガイドライン上で２箇所くらい URL を掲載するなど、明記したほうがよいと思います。</p>
事務局	<p>チェックリストのダウンロードに関しては、頂いたご意見のとおり説明を補足します。</p>
副会長	<p>９ページの中景・遠景の説明写真ですが、８ページの「立地による見え方の例」における中央の写真が中景、右の写真が遠景にふさわしい気がします。９ページの写真は、航空写真のような架空の視点場で、実感がわきづらいた</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
	め、できるだけリアルな視点場から撮影した写真を使用したほうがよいと思います。特に、戸田市内は水辺が多いので、対岸景や流軸の風景を掲載してはどうでしょうか。
事務局	ご意見を基に、中景・遠景の写真をより良いものに差し替えます。
副会長	35ページから63ページまでに使用されている土地利用区分のアイコンについては、理解させようという意図が伝わってきて非常に良いと思います。意味は、35ページ冒頭の凡例を参照するということでしょうか。
事務局	そのとおりです。
会長	35ページ冒頭の凡例は、もう少し大きく掲載したほうが分かりやすいと思います。
委員	35ページから63ページまでの配慮事項に対する土地利用区別の○印の付け方について、考え方を教えてください。
事務局	19ページから33ページまでの各土地利用区分の景観形成基準等の一覧に記載がある配慮事項に、○印を付けています。
委員	「これだけは気を付けてほしい」というものが○印で示されているのだと思いますが、逆に、○印が付けられていないものは、配慮しなくてもよいと捉えられてしまうおそれがあります。窓口等での運用上の問題になりますが、全体的に留意いただきたいという補足説明が必要だと思います。
会長	35ページ冒頭に、○印の意味を追記したほうがよいと思います。例えば、工業系土地利用及び複合系土地利用（住工共生地）に○印が付けられている配慮事項でも、事例の写真は住居系建築物となっており、住居系建築物でも、

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>配慮いただきたい事項だと思われま。配慮事項のうち、重要なものだけに○印を付けていることが見えにくいので、工夫が必要です。</p> <p>土地利用区分別に付けている○印については、ご意見を基に、説明の追記等の修正を行います。</p>
委員	<p>土地利用区分のアイコンは、色だけで判断するのは難しいと思うので、各ページの左側に凡例を並べるなど、大きく表現したほうが分かりやすいと思います。○印についても、付けている意味を伝える手段が必要です。○印が付けられていない土地利用区分においては、関係しない配慮事項だと判断する人が大部分だと思います。</p> <p>これに限らず、事業者の理解に抜けが生じないように、各ポイントで図表の見方等を説明することが重要だと思います。例えば、5ページの図では、赤と緑の枠で囲った「計画・デザインの流れ」に対応する部分が、図中で相対的に小さく見えるので、より大きく強調したほうが伝わりやすいと思います。</p>
会長	<p>配慮事項については、○印が付けられていなくても、本当は工夫していただきたいということだと思います。</p> <p>また、土地利用区分の表示に関して、17ページの一覧表の見出しの色は、アイコンと比較すると色合いが薄く見えるので、統一すべきだと思います。</p>
事務局	<p>土地利用区分の色は、当該表とアイコンで統一します。</p>
会長	<p>61ページの事例78で示すたい色（退色）しやすい色彩について、3色挙げられていますが、一般的には彩度が高い色や、安価な顔料の建築材料では紫系統の色が、たい色しやすいと言われてい。3色だけを示すと誤解が生じるため、高彩度色が一般にたい色しやすい旨を追記してください。</p> <p>47ページの事例40の写真は、カーブミラーや電柱の存在感が強い</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>で、よりきれいな写真に差替えをお願いします。</p> <p>55ページの「色温度の低い光源を用いる」という配慮事項については、3000Kくらいが暖かみのある光源として望ましく、あまり低すぎる色温度の照明だと、好ましくないこともあります。低ければ低いほど良いと誤解されるおそれがあります。</p> <p>61ページの事例76の写真は、単体で見るとおもしろいかもしれませんが、周辺の緑や建物から突出して、景観上良くない場合もあります。</p> <p>本ガイドラインは、印刷して配布するのですか。無料ですか。</p> <p>印刷物を、窓口で宅地開発事業者に配布し、事前協議等を進めていただくかたちになります。費用は取りません。</p>
副会長	<p>13ページの戸田市立地適正化計画におけるゾーン区分と、土地利用区分とのつながりに関する解説がありませんが、両者のつながりはありますか。</p>
事務局	<p>景観計画や本ガイドラインにおいては、土地利用区分に応じた景観形成を進めていくという考え方が基本であり、12・13ページに示す戸田市立地適正化計画におけるゾーン区分と誘導すべき都市活動のイメージは、参考として掲載したものです。しかし、その旨の説明が十分でなく、つながりが分かりにくかったり、誤解を生んでいたりするかと思われます。掲載した意図や、土地利用区分との関係を明確にする必要があると考えております。</p>
副会長	<p>戸田市立地適正化計画におけるゾーン区分は、関連する計画として、本ガイドラインに掲載したほうがよいのでしょうか。掲載するのであれば、説明が必要です。もし削除してもよいのであれば、12ページにおいて、土地利用区分ごとの特徴を写真等で紹介することで、17ページ以降の理解が深まり、全体が分かりやすくなるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>ご意見を踏まえて修正案を検討し、後日会長・副会長に確認していただき</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
	たいと考えております。戸田市立地適正化計画におけるゾーン区分の周知は、本ガイドラインとは別途の対応とすることも検討します。
委員	85ページの景観形成方針図は、今回新たに作成したものですか。情報が重ね合わされ過ぎていて、必要性があるのかどうか分かりません。
事務局	当該図は、景観計画における地域別景観形成方針図を統合したものです。A3折込図で市全域を示すには限界があることから、周辺にどのような景観資源があるのかなど、立地特性を調べるための図は、市ホームページでより見やすい図を掲載する予定です。
委員	全体の一覧性があるのは利点ですが、要素のレイヤーごとに、3パターン程度に分けた図にすると、把握しやすいと思います。
副会長	当該図に生産緑地の情報は必要でしょうか。2022年問題があるので、生産緑地が指定解除された際に、図の更新が大変になると思います。
事務局	景観計画に入っている図のため、原則としてはそのままとしたいと考えております。本市の生産緑地の所有者から意向を伺っている中では、特定生産緑地として、引き続き継続される確率が高いと思われます。
会長	景観計画の内容については、縦覧等が終了しているため、あまり変更できませんが、2ページの建築物等のデザインの基本的な考え方において、建築や外構よりも色彩に関する内容が多く、バランスが悪い点が気になっています。
委員	将来の編集を考えて、構成に関して意見があります。事前配布資料からの修正に伴い、例えば、41ページの事例番号が重複してしまっていますが、事例については、通し番号よりも従来のようなアルファベットの記号のほうが

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>が、写真の増加等に対応しやすいと思います。改ページ位置についても、項目ごとのページ切替えを工夫することで、目的の項目を探しやすくなると思います。</p>
事務局	<p>頂いたご意見を基に、年内に本ガイドラインを修正し、会長・副会長にご確認いただきたいと思いますと考えております。</p>
会長	<p>それでは、諮問案件（3）「景観指導指針（ガイドライン）の改定について」は、原案を一部修正し、会長・副会長の確認の上で改定することで、異議はございませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
会長	<p>それでは、本案件を承認することとし、諮問案件3件について承認の旨を市長へ答申することとします。</p>
事務局	<p><u>4. その他</u></p>
事務局	<p><u>5. 閉会</u></p>